

介護事業所が喀痰吸引等を行えるようになるまで
～登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者申請等フロー～

①喀痰吸引等特定行為が可能であることが
付記されている介護福祉士登録証を有する
介護福祉士が所属している

登録喀痰吸引等事業者の登録申請

①②両方が所属している
または所属する見込みである

登録喀痰吸引等事業者の登録申請
※登録特定行為事業者登録も併せて行います。

②認定特定行為業務従事者認定証を有する
介護職員がいる

登録特定行為事業者の登録申請

登録申請する事業者の種別が決まりましたら、申請前に担当窓口へ相談してください。（メール推奨）
担当窓口から申請書類について案内いたします。

登録申請書類の修正完了後、1～2週間で登録通知を交付します。

介護福祉士が当該登録通知の範囲内で、
介護福祉士登録証記載の行為が
実施できるようになります。
介護福祉士に対し、登録を受けた事業所において
実地研修を実施できるようになります。

介護福祉士と介護職員が、当該登録通知の範囲内で、
介護福祉士登録証又は認定証記載の行為が
実施できるようになります。
また、介護福祉士に対してのみ、登録を受けた事業所
において実地研修を実施できるようになります。

介護職員が当該登録通知の範囲内で、
認定証記載の行為が
実施できるようになります。